

5 近経第 209 号
令和 6 年 2 月 21 日

岡山県岡山市北区鹿田町 1-3-16

蜂谷工業株式会社
取締役社長 蜂谷 泰祐 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、令和 5 年 11 月 28 日に、中国地方整備局長より監督処分（営業停止 45 日間）を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 6 年 6 月 21 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 6 年 2 月 22 日 ～ 令和 6 年 6 月 21 日（4 ヶ月）

2 指名停止の理由

蜂谷工業株式会社は、令和 5 年 11 月 28 日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事の発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分（営業停止 45 日間）を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。